

## 松山市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱

松山市要綱第 36 号

平成 23 年 3 月 31 日

改正 令和 2 年 6 月 19 日要綱第 73 号

令和 6 年 3 月 5 日要綱第 7 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、松山市公設水産地方卸売市場業務条例（平成 23 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 26 条から第 28 条まで並びに松山市公設水産地方卸売市場業務条例施行規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「規則」という。）第 23 条、第 24 条及び第 26 条から第 29 条までの規定によるもののほか、売買参加者の承認等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「売買参加者」とは、卸売業者から卸売を受けることにつき、市長の承認を受けた者をいう。

### (対象者)

第 3 条 条例第 26 条第 1 項の承認を受けることができる者は、県内に店舗を有し、条例第 4 条に定める取扱品目の販売又は加工を業としている者及びその他市長が適当と認める者とする。この場合において、承認は原則として 1 法人又は 1 個人につき 1 とする。

### (承認要件)

第 4 条 条例第 26 条第 3 項各号のいずれかに該当する者は、売買参加者として承認しない。この場合において、同項第 2 号の知識及び経験並びに資力信用を有しない者とは、次に掲げる要件を有する者以外の者をいう。

#### (1) 知識及び経験

- ア 市場における売買取引について必要な知識を有する者であること。
- イ 市場の取扱品目について、現に業務を営み、かつ、3 年以上の経験があり当該取扱品目の取引について評価の経験があると認められる者であること。
- ウ 申請者が法人である場合は、当該法人のため常時売買取引に参加する者がア及びイの要件を有していること。

#### (2) 資力信用

- ア 卸売業者の行う卸売の相手方として必要な資本金又は資金を有している者であること。
- イ 市長が承認する代金決済制度（以下「代金決済制度」という。）を利用する者であること。
- ウ 前年度の買上実績が 3,000 万円以上であること。

- 2 前項第1号アからウまで並びに同項第2号イ及びウの要件を有しない場合において、市長が特別に認めるときは、当該要件を有しない者を売買参加者として承認することができる。ただし、当該承認に当たっては、市場関係者の意見を聴かなければならない。

(市場関係者)

第5条 規則第23条第2項及び前条第2項に規定する市場関係者は、次のとおりとする。

- (1) 松山市水産市場運営協議会
  - (2) 松山市水産市場運営協議会売買環境委員会
  - (3) 松山市公設水産地方卸売市場運営審議会
- (法人における取引参加者の届出)

第6条 売買参加者が法人の場合は、売買取引に参加する者を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、法人における取引参加届出書（第1号様式）に売買取引に参加する者に関する次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 履歴書及び写真2葉（履歴書に貼付したものを含む。）
  - (2) 条例第26条第3項第1号及び第3号から第5号までに該当しないことを誓約する書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (承継)

第7条 売買参加者の地位を承継することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 個人である売買参加者が、死亡又は疾病等の理由により売買取引に参加することができなくなった場合であって、2親等以内の親族が市長に届け出たとき。
- (2) 個人である売買参加者が、法人化したとき。
- (3) 法人である売買参加者が合併又は分割をしたとき。

- 2 前項第1号又は第2号の規定により売買参加者の地位を承継しようとする者は売買参加者承継届出書（個人）（第2号様式）に、前項第3号の規定により売買参加者の地位を承継しようとする者は売買参加者承継届出書（法人）（第3号様式）に、それぞれ規則第23条第1項第1号又は第2号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(売買参加者承認証及び売買参加者章の再交付)

第8条 売買参加者は、売買参加者承認証又は売買参加者章を破損又は紛失したときは、市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、再交付に必要な経費は、当該売買参加者が負担するものとする。

(承認の取消し)

第9条 条例第28条に規定する売買参加者が卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく卸売業者の行う卸売に1月以上参加しないとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったことにより、条例第50条の規定による売買差し止めの処分を受け、その日から起算して1月以内に支払を完了しなかったとき。
- (3) 買受代金の支払を怠ったことにより、代金決済制度を運営する組合等から1年に6回以上売止め処置を受けたとき。
- (4) 次の各号に該当する場合を除き、代金決済制度を利用しないとき。

ア 卸売業者が代金決済制度以外の方法で取引を行うことを市長に届出したとき

イ その他市長が特別に認めるとき

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

付 則(令和6年3月5日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

法人における取引参加届出書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所.....  
氏名又は名称.....  
代表者名.....印  
電話番号.....

松山市公設水産地方卸売市場売買参加者承認等要綱第 6 条第 1 項の規定により，  
売買取引に参加する者について，関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 氏 名             |  |
| 住 所             |  |
| 市 場 業 務 経 験 年 数 |  |
| 資 本 金           |  |
| 年 間 取 扱 額       |  |
| 備 考             |  |

第 2 号様式（第 7 条関係）

売買参加者承継届出書（個人）

売参人番号

年 月 日

（宛先）松山市長

譲渡人 住所.....

氏名.....

譲受人 住所（所在地）.....

（届出者）氏名（名称）.....

代表者氏名.....

松山市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱第 7 条第 2 項の規定により，売買参加者の地位を承継したいので，譲渡人及び譲受人の双方において確認した上で，次のとおり届け出ます。

|               |       |
|---------------|-------|
| 承 継 予 定 日     | 年 月 日 |
| 譲 渡 人 と の 続 柄 |       |
| 承 継 の 理 由     |       |

※譲渡人が死亡している場合は，死亡の事実が分かる書類（戸籍謄本等）を添付してください。

第 3 号様式（第 7 条関係）

売買参加者承継届出書（法人）

売参人番号

年 月 日

（宛先）松山市長

譲渡人 所在地.....

名称.....

代表者氏名.....

譲受人 所在地.....

（届出者）名称.....

代表者氏名.....

松山市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱第 7 条第 2 項の規定により，売買参加者の地位を承継したいので，譲渡人及び譲受人の双方において確認した上で，次のとおり届け出ます。

|           |       |
|-----------|-------|
| 承 継 予 定 日 | 年 月 日 |
| 承 継 の 理 由 |       |